

市谷議員 再要望項目一覧

令和4年度5月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 島根原発「偽造入場証明書」問題について</p> <p>○5月10日、鳥の巣の撤去作業を下見するため、協力会社の下請けの作業員が、有効期限を自ら書き換えた公的身分証を使って、島根原発構内に入っていたことがわかったと、中国電力が公表したが、こうした相次ぐ不祥事に抗議するものである。中国電力は、「本人確認は行われた」としているが、偽造証明書での入場が可能なら、証明書の意味がない。また中国電力は、事件発覚の経緯は「核物質防護上明らかにできない」としているが、なぜこのような杜撰なことが起きたのかわからないままでは、住民は非常に不安である。そしてこの事態は、知事が行った島根原発2号機の新規制基準に基づく「設置変更許可」への了承の前提条件の6項目目（「安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に努め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと」）及び、安全協定第1条「安全確保等の責務」違反である。中国電力に対し、原因究明と再発防止策、県民への説明責任を果たすよう求め、少なくともこれらが実施されるまで、「設置変更許可のへの知事了承」を撤回すること。</p>	<p>5月13日に中国電力から事案について報告を受け、聞き取りを行った。また、原因究明と再発防止対策の取りまとめ等の申入れを中国電力に対し行った。</p> <p>今回の事案は、核セキュリティ事案であり、原子力規制庁による検査及び指導監督の対象となることから、今後、検査等の動向と、中国電力による原因究明と再発防止対策の取りまとめ状況について注視していく。</p>
<p>2. 物価高騰対策について</p> <p>○木材価格が、令和3年度は、米松が入らず、原木調達価格で3～4倍、製品で5倍に値上がりしていたが、国内産の切り出しが進んだことで緩和され、令和2年度比で1.2倍～1.5倍になった。今年度は値が落ち着くかと思われたが、ロシアのウクライナ侵略で、ロシアカラマツが入らず、木材価格が令和2年度比で1.4倍～2倍になっている。この状況下、県内製材所の木材調達が引き続き困難になっているが、昨年度のウッドショック対策の補填制度はすでに終了している。ウッドショック補填制度を再開し、製材所だけでなく、実際に木材を販売する工務店も支援対象とし、末端まで木材流通が行き届くようにすること。</p>	<p>昨年度実施した「ウッドショック対策臨時交付金」は、急激な価格上昇に対する緊急的な措置であり、その後施主への価格転嫁も進んでいることから昨年度のような補填的な交付金ではなく、木材不足に対応して、製材品の増産等を行うための資金借入に対する支援を行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○5月補正予算では、国の臨時交付金を活用し、県立学校に対する「学校給食費等負担軽減事業」が実施される見通しとなったことは良かったと考える。同時に、小中学校の給食では、給食費の値上げにならないよう大変な努力が行われているが、値上げの危機を脱したとは言えない状況にある。国の臨時交付金を活用して値上げ分に補填をしたり、無償化に踏み出す市町村もあるが、今後、給食費の値上げや、給食の質が低下しないよう、「子育て王国鳥取県」として、県も市町村の学校給食に支援すること。</p>	<p>市町村立学校への支援については、市町村に交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を促すこととしており、県が直接支援することは考えていない。</p>
<p>○障がい者就労支援事業所への物価高騰対策支援は、「地域経済変動対策資金」の活用が可能とされているが、経営基盤が厳しく、新たな借金をすることは困難である。物価高騰に対する臨時的な直接支援を検討すること。</p>	<p>原油価格高騰に関しては、県として総合相談窓口の開設や地域経済変動対策資金の支援を行っており、障害者就労支援事業所を運営するNPO法人等も活用が可能である。</p> <p>また、工賃維持向上のため、障がい福祉サービス事業運転設備資金融資や新商品開発支援補助など、県独自の支援を行うとともに、障害者就労事業振興センターにおいて事業所の相談支援を行っているところであり、引き続きこれらの活用を促していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. 鳥取県警警察官の交通違反見逃し問題について</p> <p>○4月28日の報道によると、「鳥取県警の40代の巡査長が、鳥取市内の路上で交通違反の取り締まり中、右折禁止違反の車を現認したが、運転していたのが県警本部に勤務する顔見知りの50代男性警視だったことから、反則切符を切らずに立ち去らせ、警視がその後上司に報告したため、反則違反の見逃しが発覚した」とのことであり、その後、巡査長は、1/10の減給6か月の懲戒処分と書類送検、警視は戒告の懲戒処分となったとのことである。このように処分は終わったとのことであるが、疑問が残る。再発防止のため、以下尋ねる。①交通違反をした警視は巡査長より上級であり、警視の役職は何か。なぜ上司である警視は自身の見逃しをその場で問題にし、巡査長を指導しなかったのか。なぜ上級の警視の方が処分が軽いのか。②3月15日の午前零時から出勤までの時間帯の違反だが、日常的に違反があったのではないか。また飲酒運転はなかったのか。③交通違反した警視は、なぜ出勤後すぐに申告せず、夕刻まで時間の経過があったのか。④交通違反した警視は、3月23日人事異動の取り消し処分の決定及び5月2日付人事異動によって、どのような処遇からどのような処遇に変わったのか。所属長なのか。降格となったのか。⑤再発防止策はどのようなものか。</p>	<p>① 懲戒処分の公表は、任命権者において、非違事案に対して厳正に対処したことを県民の皆様を示すことにより、公務に対する県民の皆様の信頼を確保する目的であり、警察庁の「懲戒処分の発表の指針」も参考にしつつ、被処分者の氏名、役職等、個人の特定につながる内容については公表を控えていると承知している。</p> <p>また、任命権者において調査した結果、被処分者の警視は、「本来は指導すべき立場にありながら、自分に甘えてしまった。」旨答えていると承知している。本件の懲戒処分に関しては、任命権者において、当該行為の動機、態様及び結果、他の職員及び社会に与える影響などを個別事案ごとに検討し、法と証拠に基づき事実を認定して処分内容を判断していると承知している。</p> <p>② 任命権者において調査した結果、そのような事実は認められなかったと承知している。</p> <p>③ 任命権者において調査した結果、「自ら申告するということを決心するのに時間を要したため」旨答えていると承知している。</p> <p>④ 人事異動は、任命権者において組織上の必要に応じて行っているものであり、詳細については回答を差し控えるものと承知している。</p> <p>⑤ 再発防止対策については、任命権者において、職員一人一人に対して、本件が発生した原因や背景を踏まえ、「職務倫理意識の向上」「幹部による業務管理の徹底」「交通指導取締り時における公正性、公平性の確保」などを重点に再発防止に努めていると承知している。</p>